

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS (太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security) / 平和資料協同組合(準)
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907

毎月2回1日、
15日に発行。
1996年4月23日第三種郵便物認可

●編集責任者 梅林宏道
●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

24 96/7/1

米国の核兵器開発

¥100

地中貫通型核爆弾の疑惑

リビア化学兵器工場破壊のオプション?

「米国は山を貫通してリビアの化学兵器地下工場を破壊できるような小型核爆弾を1997年までに完成する予定である」とニューヨーク・タイムズのA・M・ローゼンタール記者が報じた(4月19日)ことから、米国の新型核爆弾の疑惑が注目されている。米国の国防拡散対抗構想(DC1)の一端がかいま見える。

ローゼンタールの記事によると、米国の情報活動は、リビアの北西部タルフナ の山腹をくり抜いて建設中の地下工場が化学兵器工場であることを1992年にキャッチした。秘密裡に建設の妨害活動が行われてきたが、工場は1年後に完成するまでに進行した。そこで米国は、それを公然化して計画の阻止を国際社会に訴える方針に変更したという。

世界最大規模の化学兵器製造工場であるという米国防省の主張を、リビアは否定している。この地下工場は、あまりに地中深く建設されているので、現在米軍がもっているどの兵器をもってしても、それを破壊することができない。そこで国防省は地中貫通型の核兵器でこれを破壊する可能性があるというのである。

地下工場の破壊兵器としては、(1)通常弾頭の双子爆弾、(2)地中貫通型の核爆弾、の2種類が米国で開発されている。前者は地中深く入り込んだのちに二つ目の爆弾が爆発する原理のものである。工場の破壊はできないが、運転を遅らせることができる。これまで実験されたが失敗した。今年末に3回目の実験が行われるが、成功しても実戦使用までにはさらに2年を必要とする。

大型の核兵器の使用は、周辺への放射能被害が深刻で世界的な非難を招くことになる。そこで、地中に潜ってから爆発する小型爆弾の開発が課題となった。ニューヨーク・タイムズは1997年にこの型の核兵器が完成すると報じた。

この報道に対して米政府は、リビアのこ

の施設に対して核兵器の使用はありえない、と否定した。核兵器国と同盟していないNPT(核不拡散条約)参加国には核攻撃をしないという、消極的安全保障の国際公約に照らして、米政府がこれを否定するのは当然のことであろう。一方で、最後の手段としての核兵器の使用は、一般

インドCTBT不参加

否定できない水爆能力への固執

6月20日にインドがCTBTに参加しないこと、今後の交渉から降りることを正式に表明したことによって、CTBT交渉の局面は大きく変わった。核兵器国と事実上の核兵器国(インド、パキスタン、イスラエル)のすべての参加を得るという理想形は断念され、次善の策が探られることになった。

インドの不参加の表面的な理由は、核兵器国が核兵器廃棄へ時間枠を定めた努力をすることに同意せず、差別的な現状が固定されるような条約には参加できない、というものである。その限りにおいては、多くの共感を誘う主張である。

しかし、インド自身が公然と核兵器保有の選択肢を持ち続けている現状の中

で、インドの主張を額面通り受け取ることにはできない。しかも、ゴウダ新内閣の中心をなすジャナタ・ダル(人民の党)は核兵器保有を主張してきた党である。

NPTに参加していないインドの核開発は、第三者のまったく目のとどかないところで行われている。インド国内においても極めて厳しい機密保持が行われている。インドは1974年に核実験を行ったことが知られているが、それに関する関係者からの政治的、技術的情報もほとんど出てきていない。

SIPRI(ストックホルム国際平和研究所)の調査によれば、インドは1995年末までに核兵器65~105発分のプルトニウムを

3ページへつづく ▶◆

的には繰り返し示唆されている。

◆B61の改良

1997年に完成する地中貫通型爆弾とは、核爆弾B61の改良爆弾であると考えられる。B61はすでに、空中爆発、地上爆発、落下してから一定時間後に爆発などのモードで使えるとされるが、地中に潜った後に地下爆発する地中貫通型モードが開発されていると考えられる。

1995年9月、B61の一部を、地中貫通型の核爆弾に改造する作業が進んでいるという報告を「ロスアラモス調査グループ」というNGOが発表した。そのとき二つ

の根拠があげられた。

9月に出された米エネルギー省の改訂版『備蓄監視：過去と未来』は、B61爆弾が改良され、B53爆弾にとって代わる予定であると書いている。B53は現在の備蓄の中では最大の9メガトン爆弾で安全性に問題があり、退役の過程にあった。その役割は、地中深くに防護された敵のICBMのサイロを破壊することである。B61は小さい爆発威力であるが、地中貫通型で同じ効果を生むものと考えられる。

一方、ロスアラモス国立研究所の核兵器技術計画部地上実験Ⅰの責任者

ドン・ウォルカーストーフ博士は、95年7月18日のラジオインタビューで「B53の安全性に問題があり、それに置き換えるために現存の兵器を、強化された標的を壊す地中貫通型にして再配備しようとしている」と述べた。

ロスアラモスのスポークスマンは、基本的にこれを認め、しかし、これは新兵器ではなくて、小規模の機械的改造に過ぎないと強調している。

冷戦後の核兵器の使用について、国防省の拡散対抗構想(DCI)の中で何が考えられているかを示す例として、注目する必要がある。(梅林宏道) ㊦

CTBT

ラマカー議長案の注目点

CTBTの6月末合意に向けて、ラマカー議長は5月28日に議長草案を、6月24日にその修正案を提示した。その時点までの議長案の特徴を要約する。背景は本誌第21号により詳しく説明されている。

前文

前文における最大の注目点は、核兵器国の核軍縮義務についてどれだけ強く盛りこめるかという点であった。インド案にある「時間枠を定めた核軍縮要求」が現実的でないという判断が一般的になったなかで、議長はインドが以前に条約の目的として提案し非同盟国の支持を得ていた「核兵器システムの質的改善と向上を中止する」という文言を活かし、しかし、条約の目的ではなくて条約の結果として質的改善ができなくなるという表現に変更することによって、米英仏ものめる形にした。『あらゆる核兵器実験の爆発や、その他の核爆発の終結が、核兵器の開発や質的向上を制約したり高性能の新型核兵器の開発を終わらせることによって、核軍縮とあらゆる側面の不拡散の有効な手段になることを確信し、…』

禁止の範囲

条約によって何を禁止するかに関してもっとも注目されたのは、中国が要求する「平和的核爆発(PNE)」をどう扱うかであった。ラマカー議長は修正案においても、この条項の中にPNEを入れることは拒否をし、条約の見直しに関する条項(第8条)にPNEの文言を入れる案を提示した。したがって、禁止の範囲はオーストラリア案と同じであり、それは流体核実験(HNE)も禁止するものであると理解される。しかし、HNEと米国が許容されると主張している未臨界実験との境界は微妙なものである。『1. 加盟国は、その主権下あるいは管理下にあるいかなる場所においても、いかなる核兵器実験の爆発やその他いかなる核爆発も行わないし、そのような核爆発を禁止し、防止する義務を負う。2. さらに加盟国は、いかなる核兵器実験の爆発やその他いかなる核爆発も、それが行われるようにしむけたり、奨励したり、いかなる形においても参加したりしない義務を負う。』

平和的核爆発(PNE)

中国以外に支持がない「平和的核爆発を容認する」という主張を議長はいったん無視して議長案を提案した。しかし、中国はPNEを10年後の条約の再検討過程で見直すことを明記した条項がなければ、条約に参加しないと表明した。そこで議長は修正案として、条約の見直し会議の条項の中にPNE問題に言及した案を示した。実際問題としては、PNEが容認されることはないであろう。しかし、この文言によってPNEの準備と称して核兵器開発を公然と行うことが可能であり、最終的には脱退条項もあることを考えると重大な問題点を将来に残すことになる。

立ち入り検査(現地査察)

条約違反の疑いがある国に対する立ち入り検査に関しては、疑惑の根拠として自国のデータを使用できるかどうか、立ち入り検査の要求があったときに、どのような手続きで発動を決定するか、が争点であった。米国と中国が基本的に対立していた。議長案は「一般的に認められている国際法の原則に合致する」方法でえられたデータはすべて根拠とできる(つまりスパイデータなどを排除)として、ここでは米国の主張をいれた。しかし、立ち入りの発動については、執行委員会(現状では45カ国案)の過半数が同意したときに発動されるという「青信号方式」が提示された。中国案に近いものであるが、米国はもちろん中国もこれに不満を表明している。

議長案は、いったん立ち入り調査が始まったときには、執行委員会の過半数の同意がなければ中止できない、掘削が必要などときには執行委員会のさらなる同意が必要である、立ち入り調査の要求が悪用されたと判断されたときには罰則を課する、などの条項を盛り込んでいる。

発効

核保有5カ国とインド、パキスタン、イスラエルの参加が発効の条件として必要である、しかし、これらの国が拒否権を持つような状況はよくない、と多くの国が考えていた。議長案は、議定書付属文書の表1Aの国(検証の50の地震計を設置する国)と表2Bの国(14カ所の放射性元素の観測所のある国)、合計37カ国の批准が発効の条件とした。しかし、6月20日にインドが条約への不参加表明をしたことによって、この条項の手直しは不可避となった。

『条約は議定書付属文書1の表1Aと表2Bに掲げられたすべての国が批准書を寄託したのち、180日以内に発効する。ただし、調印を開始してから2年経たないうちに発効することはない。』

37カ国は次のとおり。

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ボリビア、ブラジル、カナダ、中央アフリカ、中国、コロンビア、コート・ジボワール、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ、インド、イラン、イスラエル、日本、カザフスタン、ケニア、モンゴリア、ニジェール、ノルウェー、パキスタン、パラグアイ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、スペイン、タイ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、イギリス、アメリカ(英語名のアルファベット順)

議長の修正案は、その後非公開会議で提示されている。(本文参照) (レベッカ・ジョンソン、サイモン・キャロル(グリーンピース)からの情報を中心にまとめた) ㊦

◆◀ 1ページからつづく

生産したと考えられている。結果は不明であるが、ウラン濃縮に取り組んだ歴史もある。また、これまでインドは流体力学実験や流体核実験を行ってきたと考えられている。したがってインドは、第1世代の核兵器(単純な原爆)については、相当な蓄積があると考えられる。インドが最大の核兵器の脅威と考えている中国への核抑止論からすれば、インドは第2世代(水爆)へと開発を進めると考えられる。もし、CTBTに参加すれば、事実上インドは水爆開発を断念せざるを得ないであろう。インドのCTBT不参加は、それを避けたものと考えられる。

インドなしの発効へ新提案

インドの不参加はある程度予測されたことであり、ジュネーブの対応はすばやくかった。グリーンピースのサイモン・キャロルの6月20日づけレポートによれば、ラマカー議長はその日の午後の任意参加の会議(非公開)で、複雑な発効手続きの新提案を行った。

それは本号2ページに掲げた議長草案に、調印開始後5年経っても問題の37カ国が批准し終えない場合、次のような発効の道筋があることを付け加えたものである。

- (a) 批准国が任意の75カ国に達したときには発効する。
 - (b) すでに批准した1カ国以上が発効会議を召集することができ、そこで批准国の3分の2が決定すれば条約は発効できる。この場合、すでに批准した国でそれを不服とする国は宣言をして、37カ国のすべて、または特定の一部が揃うのを待つことができる。
- この案には、ロシアとイギリスの反対が伝えられる。M

各地で広がる 中国核実験への抗議

中国の核実験強行に対し、国会、地方自治体、そして市民によって多くの抗議がなされた。以下は、6月8日から20日までの朝日、読売、毎日の3紙に掲載され

た核実験への抗議行動をまとめたものである。括弧内の数字は日付。

抗議決議を採択

衆院本会議(14)／神奈川県川崎市議会(14)／札幌市議会(14)／参院本会議(17)／兵庫県西宮市議会(17)

抗議文を発表、送付または提出

- 自治体の首長
広島市長(8)／東京都知事(10)／京都市長(10)／広島知事、県議会議長と連名で(12)
- 地方議会
東京・練馬、千代田、文京、葛飾の各区(10)
- 自治体
兵庫県伊丹市と同市平和都市推進協議会(10)／和歌山県平和人権センター(10)／東京・千代田、文京、葛飾、港、渋谷、中野、豊島の各区(10)／東京・中央、杉並、北の各区(11)／兵庫県宝塚市(11)／大阪・枚方市、寝屋川市、大東市(10)
- 市民団体
原水禁(8)／原水協(8)／原水爆禁止西宮市協議会(10)／神戸の市民団体(10)／和歌山原水禁県民会議(10)／日本科学者会議(10)／日本原水爆被害者団体協議会(10)／福岡エフコープ(12)／奈良県生活協同組合連(14)／わかやま市民生協(20)

抗議行動

一般市民や原水協メンバーらが中国大使館前で、抗議行動(8)／原水爆禁止愛知県協議会、名古屋市内で抗議の座り込み行動(8)／長崎県平和センターと県原水禁、長崎市の平和祈念像前で座り込み、市内で署名活動(9)／奈良県原水協のメンバーら、奈良市の近鉄奈良駅前で座り込み(10)／愛知県西春町の老人クラブ「ことぶき会」、「核の発射ボタン」に見立てたボタンをタスキ10本に縫いつけ同町文化勤労会館に展示(10)／子供たちのボランティアグループ「広島折鶴の会」、中国大使館に核実験中止求める手紙と折り紙送付(12)／東京・六本木周辺で、中核実験に抗議する集会とデモ。反核市民ネット「ストップ核実験連絡会」の呼び掛け(13)／日本消費者連盟、中国製品と中国旅行ポイント宣言呼び掛け(13)

自治体の交流活動の延期

長崎市、長崎―上海間の定期船上で計画していた新任係長研修を延期を表明(8)／静岡県沼津市、中国の岳陽市に、同市の公式訪問団の受け入れを延期する文書を5月22日に送付(11) M

会談することを決定。

●6月20日 CTBT非公開交渉で中国の沙・軍縮大使、PNE再検討の条文化について「譲歩が受け入れられないなら、条約に参加できぬ」と主張。日独スウェーデンなど9カ国が中国提案に反対表明。口は「最大限の柔軟性」と一定の評価。

衆議院決議 (96・6・14)

中国の核実験に抗議し、直ちに今後の核実験を中止することを求める決議

本院は、我が国が広島、長崎への原爆投下を経験した唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対する。

中国が、この度、全面核実験禁止条約の締結を目前に控え、地下核実験を強行したことは誠に遺憾と言わざるを得ない。

それがいかなる理由に基づこうとも、いかなる条件が付されていようとも、地球環境と生態系を破壊し、人類の生存をも脅かす行為である。さらに中国の核実験は、核不拡散条約への信頼を損ない、全面核実験禁止条約交渉の進展に逆行するものである。

本院は、核兵器廃絶への不断の努力を行うことを誓い、中国の核実験に厳重に抗議し、中国が直ちに核実験を中止することを強く求める。

政府は、中国政府に対し、直ちに適切な措置を講ずるとともに、本院の趣旨が伝わるよう全面核実験禁止条約の早期締結に努力すべきである。

右決議する。

参議院決議 (96・6・17)

中国の核実験に抗議し、反対する決議

本院は、我が国が広島、長崎への原爆投下を経験した唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対する。

核実験は、地球環境と生態系を破壊し、人類の生存をも脅かす行為であり、また、全面核実験禁止条約交渉をはじめとする核軍縮に向けた国際的努力に逆行するものである。

しかるに、中国の今回の地下核実験強行は、我が国をはじめ国際社会の再三にわたる停止の呼びかけを無視した行為であり、誠に遺憾である。

本院はここに、あらためて核兵器廃絶への不断の努力を行うことを誓うとともに、中国の核実験に厳重に抗議し、更に、もう一度予定されていると伝えられる核実験に強く反対するものである。

政府は、これまでの実験反対に対する国民の意思を十二分に踏まえ、本院の主旨を体し、中国政府に対し直ちに適切な措置を講ずるとともに、すべての国の核兵器の製造、実験、貯蔵、使用に反対し、全面核実験禁止条約の早期締結に努力すべきである。

右決議する。

◆◀ 4ページからつづく

- 6月19日 CTBT交渉で中国、PNE再検討を正式に条文に盛り込むよう提案。抱き合わせて「あらゆる核爆発実験」禁止への同意を初めて表明。
- 6月19日 池田外相、リヨン・サミット前にジュネーブ訪問し、CTBT交渉の主要関係者と25日に

●6月20日 インドのハイデル外務次官、CTBT署名拒否を発表。核保有5カ国が核廃絶のための具体的な日程示すことが署名の条件。

●6月20日 広島市の被爆の惨状伝えた「原爆展」の国内巡回開催計画、広島市が明かす。国内では初。第1回は8月下旬、新潟市で。

日誌

1996.6.6~6.20

(作成: 笠本丘生)

GP=グリーンピース/ASEAN=東南アジア諸国連合/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/OECD=経済協力開発機構/CTBT=包括的核実験禁止条約/IAEA=国際原子力機構/C D=ジュネーブ軍縮会議/PNE=平和的核爆発

- 6月6日 中国の武・駐日臨時代理大使、社民党の佐藤幹事長、千葉副党首との会談で「近く核実験を行う」と明言、冷静な対応求める。
- 6月6日 CD本会議で中国の沙・軍縮大使が演説、CTBTでPNEを正式に断念。10年後の再検討会議でPNE容認の可能性を公式提案。
- 6月6日 訪日中の豪・ダウナー外相、会見で「中核実験に反対。実験強行の場合には強く抗議する」との姿勢表明。
- 6月6日 広島市、第3回国連軍縮広島会議の日程明かす。7月17~20日、同市中央区の広島国際会議場で開催。
- 6月7日 通産省・資源エネルギー庁、総合エネルギー調査会原子力部会を14日からの開催決定。円滑なプルトニウム利用、地元住民の不安解消に向けた指針を年内にまとめる方針。
- 6月8日 中国政府、地下核実験実施を発表。実験規模はTNT火薬換算で20~80キロン。CTBT調印までもう1回実施、その後は凍結と表明。実験場は新疆ウイグル自治区のロプノル核実験場。昨年8月17日以来、通算44回目。
- 6月8日 気象庁も中核実験による地震波観測と発表。観測時刻は午後0:03頃から約10秒間。震源地は新疆ウイグル自治区の核実験場と推定。規模はM6.0(TNT火薬換算20キロン)。
- 6月8日 橋本首相、中核実験に対し「これで終わらせて欲しい」と遺憾の意表明。円借款は継続の方針。池田外相、中国の武・駐日臨時代理大使を外務省に呼び抗議。昨年以來凍結中の無償資金協力について「凍結を継続」と伝える。与野党各党、一斉に抗議談話。円借款に関しては、さきがけが「再検討」求める。
- 6月8日 米ホワイトハウス、中核実験に対し「深い遺憾の意」を表明。台湾、各TV局が中核実験を報道。仏核実験時より小さい扱い。インド「予想されたこと」と冷静。豪ハワード首相、「国際世論の反発知りながらの強行は、中国の無神経さ示す」と強い非難声明。
- 6月8日 GP、核実験停止訴えるため「MVグリーンピース」号をマニラから上海沖に派遣。「抗議より対話の航海」と平和的行動を強調。
- 6月9日 パキスタンの核開発計画の最高責任者カーン博士、「ブット政権下でも核開発計画は封鎖されていない」と明言。国営ラジオで。
- 6月10日 ASEANと中国が地域情勢など話し合う高官協議で、ASEAN側が中核実験に懸念を表明。中国側「実験目的は自衛」。
- 6月10日 参院議員運営委員会で、自民党が「中国の核実験に抗議し、反対する国会決議」の採択を提案、与野党が基本合意。

- 6月10日 政府・与党首脳連絡会で新党さきがけの武村代表、対中円借款実施に慎重論。橋本首相と村山・社民党党首、「円借款停止は日中間に傷残すのみ」と反論。
- 6月10日 橋本首相、参院本会議で、中核実験について「これ以上繰り返さないよう、あらゆる機会に要請する」と強調。
- 6月10日 阿南・駐中臨時代理大使、中国外務省に対し、次回核実験の中止申し入れ。昨年からの対中無償資金協力凍結の継続を伝達。
- 6月10日 林外務事務次官、中国が「あと1回の核実験実施後に中止」との発表について、無償援助の原則凍結に一定の効果との認識を示す。
- 6月10日 韓国原爆被害者協会、中核実験への抗議書を駐韓中国大使に提出。「平和の貴重さは、同じ日軍の侵略経験した中韓両国民が熟知」と実験の即時中止求める。
- 6月10日 上海市外事弁公室、「MVグリーンピース」に対して入港拒否通告。「強行入港なら法律に従い措置をとる」と実力排除の姿勢。
- 6月10日 CTBT交渉参加各国、違反核実験監視する地震波測定主要拠点の配置問題で、露の主張入れ、米・カザフの拠点各1ヶ所の位置変更で合意。米中に対する監視体制強化。
- 6月10日 IAEA、本格的な査察強化策を理事会に提案。関連施設や装置製造工場への立入り、核保有国の核関連輸出入情報報告義務など。
- 6月11日 GPが派遣した「MVグリーンピース」の責任者、中国側の警告に逆らわない方針表明。
- 6月12日 8日の中核実験、同時に2個の核爆弾爆発の可能性が判明。米政府が日政府に通報。実験現場撮影した米偵察衛星が2つの核爆発の形跡確認。日政府、中政府に事実関係照会。
- 6月12日 外務省の柳井・外務審議官、会見で、「平和的核爆発(PNE)を将来、例外にする提案は受け入れ困難」と語り、中国の動き牽制。
- 6月12日 GPの「MVグリーンピース」、揚子江河口付近で、違法に中国領海に入ったとして中国当局から退去命令受け、公海に出る。
- 6月12日 パキスタン、中国から核兵器搭載可能なM11ミサイル輸入、配備の疑惑表面化。米ワシントンタイムズ紙報道。米政府当局者、同疑惑に懸念、真相究明の方針表明。
- 6月13日 CD本会議、中核実験後初めて開催、日・韓・米など14ヶ国が対中非難。日本の黒河内・軍縮大使、「大変遺憾。核保有国には核軍縮推進の願いに誠実に応える義務」と発言。
- 6月13日 参院会派の平成会(新進党、公明など)の久保会長、中核実験に抗議する国会決議案発表。「政府のこれまでの対応は極めてなまぬるい」と強い対応求める。
- 6月13日 日本貿易会の室伏会長、会見で中核実験に触れ、「長期的観点から見て対中円借款継続の政府判断は正しい」と語る。
- 6月14日 核保有5カ国、CTBT交渉で中国が主張する「PNEの可否の再検討」を条文に盛り込むことで原則的に合意。中国高官筋。
- 6月14日 インドのゴージュ軍縮大使、CTBT交渉に関連しインド署名留保の可能性を示唆。
- 6月14日 「中国の核実験に抗議し、今後の核実験の中止を求める国会決議」、衆院本会議で全会一致で採択。参院は17日に。
- 6月14日 自民党安保・外交などの合同委員

- 会、中核実験中止まで、円借款案件を協議する調査団の派遣見合わせるべきとの意見相次ぐ。
- 6月14日 米エネルギー省、18日にネバダ州で予定していた「未臨界核実験」の8月以降への延期の方針固める。
- 6月14日 IAEA理事会、核査察強化のために新たな義務を加盟国に課す新協定を12月をめどにまとめる事で合意。(6.10参照)
- 6月14日 KEDO、軽水炉建設に必要な輸送、通信についての2つの関連議定書に合意、仮調印。仮調印された議定書はこれで3本。
- 6月14日 通産相の諮問機関・総合エネルギー調査会原子力部会の論議スタート。原発新増設の見直しやプルトニウム利用、高レベル放射性廃棄物処理問題など、原子力の根幹テーマ検討。
- 6月15日 新潟で開催の極東地域の核廃棄物処理に関する関係4ヶ国による研究集会、ロの日本海への放射性廃棄物投棄禁止など再確認。
- 6月16日 仏ドシャレット外相、昨夏提案の「欧州核」構想について「熟慮の時間必要」と、EU政府間会合に正式提案しない方針表明。
- 6月17日 CTBT締結後の核抑止力維持のため、米仏両国が秘密協定締結の疑惑。米国保有のコンピュータ模擬実験データを仏と共有。ロ・中ともデータの一部協力を模索。印パなども可能性を検討。ワシントン・ポスト紙。
- 6月17日 仏国防省報道官、核兵器に関するコンピュータデータ交換や研究者の協力など定めた米仏合意の6月4日調印の事実を確認。
- 6月17日 米エネルギー省、18日予定の核兵器未臨界実験の「当面延期」を正式発表。環境影響調査や情報提供に時間費や中ためと説明。9月頃には実験再開の見通し。
- 6月17日 CD、新規加盟申請中のイスラエル、イラク、北朝鮮など23カ国の一括加盟を承認。計60カ国に。CD拡大は16年ぶり。
- 6月17日 参院本会議で「中国の核実験に抗議し、反対する決議」を全会一致で可決。
- 6月17日 広島平和文化センター、文部省学術研究会議原爆災害調査団撮影の被爆映像まとめた「焦土のカルテ-ヒロシマ昭和20年(1945年)」作成、原爆資料館東館の情報資料室で公開開始。
- 6月18日 中国外務省、核実験停止など訴えた日本の国会決議採択に対し「核軍縮を進める中国の大きな努力を無視」と反発。

3ページ下へつづく◆

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さると幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000-(6ヶ月¥2,500-)です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

志沢勝彦(平和資料協同組合)、照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(PCDS)、鈴木かずえ(グリーンピース・ジャパン)、中田真里子(平和資料協同組合)、梅林宏道